

## 追加のローカルルール

### ペナルティーエリア（規則 17）

No.4 ホール左側にある特別標示区域（矢印で前後を標示）を最後に横切ってペナルティーエリアに球が入った場合、及び、No.14 ホール右側にあるペナルティーエリアの中に球がある場合（見つかっていない球がそのペナルティーエリアに止まっていることが分かっている、または事実上確実である場合を含む）、プレーヤーには次の選択肢があり、それぞれ 1 罰打で：

- ・規則 17.1 に基づき救済を受ける。または、
- ・追加の選択肢として、元の球か別の球をドロップゾーンにドロップする。  
このドロップゾーンは規則 14.3 に基づく救済エリアである。

### 異常なコース状態（動かさない障害物を含む）（規則 16）

No.5 ホールのグリーン奥にある花壇はプレー禁止区域であり、異常なコース状態として扱われる。

規則 16.1f に基づき、そのプレー禁止区域による障害からの罰なしの救済を受けなければならぬ。

### プレーのペースについて（規則 5.6）

各ホールのプレーに許される時間の限度を記載した「タイムパー」をスタート時に配布するので、これに遅れないこと。特別な事情もないのにこの時間より遅れた場合（アウトオブポジション）、ストロークに要する許容時間を個別に計測する。

※アウトオブポジションに該当しなくとも遅れが生じていると委員会が判断した組に対してはペースの回復を求めることがある。

※特定の選手のペースが著しく遅い場合はその組がアウトオブポジションに該当しなくとも、その選手に通知した上でショットに要する時間を計測し、罰則を適用することがある。

#### (a) アウトオブポジションの定義

次の両方に当てはまった時、その組はアウトオブポジションとなる。

- (1) あるホールのプレーを終えた時点で、スタートからそこまでの実際の所要時間の合計が、「タイムパー」に記載された時間をオーバーした場合。
- (2) 第 2 組以降の組では、前の組との間隔がスタート時点での間隔時間を越えた場合。

#### (b) アウトオブポジションとなった場合の措置

あるホールを終えてある組が特別な事情がないのにアウトオブポジションとなった場合、競技委員はホールとホールの間でその組全員にアウトオブポジションとなったこと及び次のホールから各プレーヤーの全てのストロークに要する時間を計測することを通知する。委員会がその組の各競技者のストロークに要する時間

を計測し (c) の許容時間を超えた場合、プレーヤーに (d) の罰則が適用される。  
例外：特別な事情（ルーリングや紛失球等）があったと委員会が判断した場合、  
委員会はその組に対して前の組との間隔を縮めるように求める。その結果、  
合理的時間内に遅れを取り戻すことができれば、各競技者のストロークに要  
する時間は計測しない。

(c) ストロークに要する許容時間

原則：40 秒

例外：パー3 ホールにおいて最初にプレーする者、パー4 とパー5 のホールにおいて  
第2 打地点から最初にプレーする者、パッティンググリーン周辺やパッティ  
ンググリーンの上で最初にプレーする者のショットの許容時間は50 秒と  
する。

注：ストロークに要する許容時間の計測は、そのプレーヤーの順番が回ってきた  
時に開始される。

(d) 罰則

警告 — 委員会から口頭での注意

最初の違反 — 1 罰打

2 回目の違反 — 一般の罰（最初の違反の罰に加えて適用される）

3 回目の違反 — 失格

注：アウトオブポジションとなった組は、その後で遅れを取り戻しても、そのラウ  
ンドが終了するまで持ち越される。

競技委員長